

1. 件名:公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センターの今後の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時:令和3年4月21日(水) 10時00分～10時50分

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、田村管理官補佐、真田安全審査官、堀内安全審査官

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター

技術主幹 他2名

5. 要旨

(1)公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター(以下「NMCC東海」という。)から、今後、申請を予定している核燃料物質使用変更許可申請について、資料に基づき、以下の説明を受けた。

○新分析棟プルトニウム質量分析室(120号室)のグローブボックス2台と質量分析計1台を解体撤去し、新たにグローブボックス2台と質量分析計1台を新設する。これらの工事は2022年度から2024年度までの3か年にかけて行う予定である。

○使用変更許可申請に当たっては、前回許可時から申請書記載様式が変更されていることを踏まえ、設備の解体撤去及び新設以外の項目についても、新しい申請書記載様式に基づき、記載の見直しを行う予定である。

○上記の工事について、単年度の計画(解体撤去、新設)毎に使用変更許可申請を行うのではなく、最初の解体撤去工事を開始する前に、3か年全体の計画で申請を行うということで問題ないか確認したい。

(2)原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

○変更許可申請は、3か年全体の計画で申請することは、問題ない。

○新しい申請書記載様式に基づき、設備の解体撤去及び新設以外の項目についても記載の見直しを行うとのことであるが、審査においてはこれらの見直しに伴う変更についても確認を行う。

○2022年度からの工事開始を予定しているのであれば、工事開始前に許可を受けている必要があるため、審査に要する期間を考慮して、申請すること。

(3) NMCC東海から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・質量分析計の更新について